

手引の主な改定内容

別紙

手引	改定内容
<p>すべての手引に共通</p> <p>※ ③～⑥の改定内容については、有害使用済機器の保管等に関する届出の手引を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域振興局管轄区域一覧表に地域振興局のFAX番号、メールアドレスを追記 ② その他軽微な修正（誤字の修正、軽微な記載の誤りの修正、文章表現・構成の見直しなど） ③ 事前確認手続における添付書類「関係法令に基づく手続が必要とされる場合は、当該手続がなされていることを証する書類」について、添付不要となったため記載を削除 ④ 審査基準の改定に伴い、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会修了者の対象のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定する使用人（政令使用人）について、「県内の支店等に所属する者に限る。」としている限定条件を削除 ⑤ 行政書士等の委任状に係る留意点に、行政書士事務所のFAX番号、メールアドレスを記載するよう追記 ⑥ 申請書等の提出日を必ず記載することを留意点に追記
<p>収集運搬業許可申請の手引 （積替保管あり、積替保管なし）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 「役員等の変更」について、「住所のみの変更の場合変更届は不要」とされていたが、本籍地、婚姻等による氏の変更についても届出事項ではないため、記載を修正 ② 運搬車両の写真について、申請書等の提出日前3か月前以内に撮影したものを添付するよう留意事項を追記 ③ 収集運搬施設の概要を示す書類（車検証の写しなど）については、両面印刷可の旨追記
<p>産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請の手引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 最終処分業者について、変更許可申請又は更新許可申請時の残存容量計算書の添付を明確化